2022年9月6日

文部科学大臣　　永岡　桂子　殿

同高等教育局長　　池田　貴城　殿

中教審大学分科会会長　　永田　恭介　殿

日本私立大学教職員組合連合

　　中央執行委員長　下地　真樹

全国大学高専教職員組合

　　中央執行委員長　鳥畑　与一

全国公立大学教職員組合連合会

　　中央執行委員長　中澤　秀一

（公印略）

**大学等設置基準の改正に関する要請書**

2022年9月7日に中教審大学分科会へ諮問し、即日に答申を得て10月1日に施行しようとしている大学設置基準の改正は、すべての大学教職員の身分や職務に関わる重大な変更であり、上位法の教育基本法・学校教育法が定める大学のあり方の根幹を歪めかねないものです。

　大学設置基準の条文から「教員組織」、「事務組織」の規定を無くし、教員と事務職員等からなる「教育研究実施組織」に置き換える改正は、文科省がいう「関係規定の再整理」という改正理由を大きく逸脱しています。「教員組織」の規定を無くすことは、学術的専門性に立脚して教育・研究を担っている大学教員の役割・責任を曖昧にし、教員集団による大学の自治に制約を加えかねず、教育基本法・学校教育法が定める大学の根幹を歪めるものとなりかねません。また、事務組織の規定を無くすことは、大学運営に重大な支障を及ぼす懸念があります。

　「専任教員」制度を廃止し「基幹教員」とする改正は、非常勤・任期付き雇用の大学教員の拡大、実人員数の減少を可能とするものであり、大学教員の身分をいっそう不安定化させます。「大学の質保証」と逆行することは明らかです。

大学設置基準は、学校教育法に基づき大学設置に必要な最低の基準を定める文部科学省令であり、国会審議を要しない省令改正によって、上位法を歪めることがあってはなりません。

貴省の担当官からは、パブリックコメントに数百件の意見が寄せられており、解説動画を含む説明資料の作成作業をしなければならない状況にあると聞いています。「行政手続法」第42条では提出された「意見を十分に考慮しなければならない」とされています。

　拙速に改正を行うことは、大学の教育研究に重大な混乱をもたらすとともに、重大な禍根を残します。私たちは、下記のとおり、強く要請いたします。

記

１．改正大学等設置基準の本年10月1日施行を見送ること。

２．これまで出された疑問や懸念に丁寧に答えるとともに、教職員組合の全国組織である私たち3団体を含めた大学関係者で改めて審議する機会を設け、合意形成に努めること。

以上